

# ○消費税法

平成二十九年一月一日以降有効な旧規定

## 改正法令一覽

・関税法等の一部を改正する法律（平成二八・三・三法  
一六）附則一三条（平成二〇・三・三〇までに施行）

## （仕入れに係る消費税額の控除）

### 第三〇条①⑧（略）

### ⑨（柱略）

### 一・二（略）

三 課税貨物を保税地域から引き取る事業者が保税地域の所在地を所轄する税関長から交付を受ける当該課税貨物の輸入の許可（関税法第六十七条（輸出又は輸入の許可）に規定する輸入の許可をいう。）があつたことを証する書類その他の政令で定める書類で次に掲げる事項が記載されているもの  
イ 保税地域の所在地を所轄する税関長

### ⑩（略）

## 引取りに係る課税貨物についての消費税の納付等

### 第五〇条①（略）

② 保税地域から引き取られる第四十七条第二項に規定する課税貨物に係る消費税は、その保税地域の所在地を所轄する税関長が当該引取りの際徴収する。

## 引取りに係る課税貨物についての納期限の延長

### 第五一条①（略）

② 申告納税方式が適用される課税貨物を保税地域から引き取ろうとする者が、その月（以下この項において「特定月」という。）において課税貨物を保税地域から引き取る時に課されるべき消費税の納期限に關し、特定月の前月末までにその延長を受けたい旨の申請書を当該保税地域の所在地を所轄する税関長に提出し、かつ、特定月において引き取ろうとする課税貨物に係る消費税額の合計額に相当する額の担保を当該税関長に提供したときは、当該税関長は、特定月においてその者が引き取る課税貨物に係る消費税については、前条第一項の規定にかかわらず、特定月における消費税の額の累計額が当該提供された担保の額を超えない範囲内において、その納期限を特定月の末日の翌日から三月以内に限り延長することができる。

### ③（略）